

与那国町漁業関連施設整備事業
基本設計及び実施設計業務
企画提案公募要領

1. 公募概要

(1) 業務の名称

与那国町漁業関連施設整備事業 基本設計及び実施設計業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

本業務は、与那国町漁業関連施設（製氷施設、荷捌き施設及び給油施設等）の更新整備に向け、基本設計及び実施設計を一体的に実施することを目的とする。

特に、近年の建設費高騰を踏まえ、総工費の抑制を最重要課題とし、合理的かつ持続可能な施設整備計画を策定する。

(3) 業務内容

業務内容の詳細は、別紙1「業務仕様書」に定める。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限金額

本事業の実施に掛かる経費総額は、以下の金額を上限として提案すること。

69,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、契約の予定額を示すものではない。

(6) 本業務実施上の留意点

プロポーザルにおける技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。また、本業務の実施過程における協議等において、計画条件等が変更されることがある。

(7) 事務局

与那国町役場 産業振興課

住所 〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 129 番地

電話 0980-87-3582（直通）

電子メール y-ikema@town.yonaguni.lg.jp

2. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次の要件など全てを満たす者であることとする。また、当該要件等を確認するため、必要に応じて本町から確認資料の提出を求めることがある。

基本要件

(1) 経営内容や実績等から本事業の履行に支障がなく、業務を遂行できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き又は民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 与那国町の指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(5) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(6) 租税の未申告及び滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行なうものではないこと。また、与那国町が警察署等に照会することについて承諾できること。

(8) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所登録名簿に登録された者であること。

3. 応募手続き等

(1) 提案募集スケジュール

	内容	期間	備考
1	募集開始・公募要領等公開	4 月 21 日（火）	町HP上に掲載
2	参加表明書（様式 1、様式 2、様式 3）の提出期限	4 月 30 日（木）	持参・郵送共に午後 5 時までに必着
3	質問受付期限	4 月 21 日（火） ～ 4 月 30 日（木）	随時 メールにて受付
4	質問回答	4 月 21 日（火） ～ 5 月 8 日（金）	随時 メールにて回答
5	企画提案書ほか応募書類提出期限	5 月 18 日（月）	持参・郵送共に午後 5 時までに必着
6	本町によるプロポーザル審査委員会にて審査	5 月 21 日（木）	予定 ※別途通知
7	選定結果通知	5 月 25 日（月）	メールにより通知 します
8	契約予定日	5 月末ごろ	

※説明会は実施しない。

(2) 参加表明および質問

この募集に関する質問は、電子メールでのみ受け付けるものとし、電話での照会対応は行わない。

★メールアドレス：y-ikema@town.yonaguni.lg.jp

※メールを送信する際には、本事業に関する内容であることが分かるよう、件名を「与那国町漁業関連施設整備事業 基本設計及び実施設計業務に係る件」とすること。

4. 応募書類、企画提案書作成及び提出書類

(1) 提出書類

- 1 応募書類①～③については原本を1部ずつ提出すること。
- 2 企画提案書等については正本1部、副本5部の計6部
以下の『提出書類一覧』の順（企画提案書等①～⑥）で、様式等をA4フラットファイル（縦）にファイリングし、各様式にはインデックスを貼付のうえ、正本1部、副本5部の計6部を提出すること。（副本はコピーでもよい。）また、正本の押印箇所には、全て代表者印を押印すること。

2 正本のPDFデータ

「提出書類一覧」

(1) 応募書類

- ①（様式1）参加表明書
- ②（様式2）誓約書
- ③（様式3）会社概要

(2) 企画提案書等

- ①（様式4）企画提案書かがみ
- ② 企画提案書 ※任意様式 15頁以内とする。
- ③ 実施体制表 ※任意様式
- ④ 工程計画書 ※任意様式
- ⑤ 業務実績書 ※任意様式
- ⑥ 見積書 ※任意様式

(2) 提出方法

①書類

提出書類に関しては、下記あてに郵送（※2）または持参（※3）すること。

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129 与那国町役場2階
産業振興課 宛

「与那国町漁業関連施設整備事業 基本設計及び実施設計業務 申請書類在中」と朱書きすること。

※2：郵送の場合は簡易書留郵便で送付すること。

※3：直接持参での提出の場合は、下記番号にて提出日時の事前予約をすること。

② PDFデータ

提出書類のPDFデータに関しては、下記メールアドレスあてに添付して送付すること。

メールアドレス：y-ikema@town.yonaguni.lg.jp

件名は「与那国町漁業関連施設整備事業 基本設計及び実施設計業務 申請書類」とすること。

(3) 受付期間

(1) 提出期間については以下のとおり。

- ① 応募書類
令和8年4月30日(木) 17時までに必着
- ② 企画提案書等
令和8年5月18日(月) 17時までに必着

5. 質問受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、参加申込書を提出した者に限り、次のとおり受け付ける(質問が無い場合は、質問書を提出する必要はない)。

(1) 質問

質問については、(様式5) 質疑事項を電子メールにて提出すること。

提出期限は令和8年4月30日(木) 17時までとする。

回答は、参加表明書を提出した全参加業者に対し、令和8年5月8日(金)までに電子メールで回答を行う。

6. 提案審査評価

前提として、次のすべての要件を満たさない場合には失格とし、その後の審査は行わないものとする。

- ・「応募資格要件」の要件に合致すること
- ・必要な書類がすべて提出されていること
- ・提出した内容に不備・記載漏れがないこと
- ・提案見積金額が提案上限額を超えていないこと
- ・提案履行内容に実行性があること

【評価項目(100点満点)】

評価項目		配点
コスト削減提案	本業務において最重要課題である総工費の抑制に資する提案について評価する。具体的には、基本計画の内容に対して、施設配置計画、構造形式の選定、設備計画の合理化等により、建設コストの低減が図られているかを確認する。その際、単なる品質低下によるコストカットではなく、施設の安全性、耐久性、および塩害等の地域特性を考慮した上での合理的な削減策であるか。また、初期費用だけでなく将来の維持管理費(ライフサイクルコスト)の低減が論理的な根拠をもって示されているかを高く評価する。あわせて、施工性の向上や工期短縮に資する工法の提案が含まれているかを総合的に評価する。なお、提案内容が具体的かつ実現可能であり、単なる抽象的な記述に留まらないかについても評価対象とする。	30点

技術提案の合理性	本業務の目的及び与那国町の地域特性（離島条件、気象条件、流通条件等）を十分に理解した上で、合理的かつ実現性の高い技術提案となっているかを評価する。 具体的には、施設機能の確保、関係法令への適合性、設計条件との整合性を満たしつつ、過不足のない適切な設計方針が示されているかを確認する。また、提案内容が論理的に整理されており、設計の考え方や判断根拠が明確であるかについても評価する。	15 点
実施体制	本業務を適切に遂行するための実施体制の妥当性について評価する。具体的には、管理技術者及び各担当技術者の資格、経験、専門性が本業務の内容に照らして適切であるかを確認するとともに、役割分担及び指揮命令系統が明確に整理されているかを評価する。また、関係機関との調整を含め、円滑な業務遂行が可能な体制となっているかについても評価対象とする。	10 点
類似実績	本業務と同種又は類似する業務の実績について評価する。具体的には、漁業関連施設、港湾関連施設、冷凍・冷蔵施設等の設計実績の有無及び内容を確認するとともに、同規模又は同等以上の業務経験を有しているかを評価する。	25 点
工程管理能力	履行期間内に本業務を確実に完了させるための工程計画の妥当性について評価する。具体的には、基本設計及び実施設計の各段階における作業内容及びスケジュールが適切に整理されているか、関係機関協議や各種申請手続きの期間が適切に見込まれているかを確認する。	10 点
ヒアリング	ヒアリングにおける説明内容及び質疑応答の適切性について評価する。具体的には、提案内容の説明が簡潔かつ分かりやすく行われているか、質問に対して的確かつ論理的に回答できているかを確認する。また、本業務に対する理解度、意欲、及び課題認識の深さについても総合的に評価する。	10 点

候補者の選定方法 提出書類等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果に基づき、契約候補者及び次点候補者を選考する。ア 失格者を除いた者のうち、「審査基準」に基づき評価した総得点合計が最も高い者を優先交渉権者として、二番目に高い者を次順位交渉権者として選定する。イ 参加表明が 1 者の場合は、ヒアリング審査に参加した審査委員の評価点を合算した値（満点）の 6 割を最低基準とし、最低基準を満たす場合のみ契約交渉権を与える。

7. 審査方法、評価基準

(1) 事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本的事項を確認し、会社概要について確認する。

(2) 審査委員会による審査

与那国町漁業関連施設整備事業 基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会が、評価基準に基づき、企画提案書等の書類審査及びヒアリング審査を実施し選定する。また次点受注候補者も併せて選定する。

ただし、応募者が 5 者以上の場合は企画提案書類等による 1 次審査を審査委員会により実施し、1 次審査を通過した 4 者をヒアリング審査する。

(3) ヒアリング審査

① 実施要領

(ア) 1 事業者につき、30 分程度とする。（提案内容説明 20 分、質疑応答 10 分）

ただし、提案者の数によっては変動することがあり、詳細な時間は別途通知する。

(イ) プレゼンテーションは、提案書の内容について行うこと。提案書等以外の内容は評価の対象としない。

(ウ) ヒアリングの順番については、原則企画提案書を受け付けた順とする。

(エ) 説明及び質疑応答は、オンライン会議にて実施する。オンライン会議の URL 等詳細は別途通知する。

(オ) 説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合には、事前に事務局へ報告すること。

② 実施予定日

令和 8 年 5 月 21 日 (木) オンラインにて実施

※日時は変更の場合もあり。

8. 受託者の決定及び契約

(1) 仕様書及び契約候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約を締結するものとする。

(2) 企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の

仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、優先交渉権者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することが

ある。

(3) 優先交渉権者が参加資格要件等を満たさないと判明したとき、又はその他の理由により契約の締結が出来ない場合は、次順位交渉権者と契約の交渉を行う

ものとする。

9. 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載や不備があった場合
- ②複数の参加申請及び提案をした場合
- ③書類等の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ④参考見積金額が「1 公募概要(5)提案上限額」を超えている場合
- ⑤プレゼンに理由なく欠席又は遅刻した場合
- ⑥審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑦その他、本要領に反すると認められた場合

10. その他留意事項

(1) 提案に要する費用は応募者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出後の差替えは認めない。

(4) 契約内容は協議により変更することがある。

(5) 議会での予算審議及び補助金の交付状況により実施しない場合がある。